

新型コロナウイルス関連給付金・助成金の課税関係

新型コロナウイルス感染症の影響により、国・地方公共団体などから支給される主な各種給付金・助成金の課税関係について、今回は簡単にご説明いたします。

●課税関係を表にしたもの

	法人税(会社)	所得税(個人)	消費税
持続化給付金			
家賃給付金			
感染拡大防止協力金	課税(雑収入)	課税(事業所得等)	課税対象外
雇用調整助成金			
小学校休業等対応助成金			

●収益計上のタイミング

給付金・助成金の多くは申請から支給決定、入金までに時間がかかります。

収益を計上する時期は支給決定通知書が到着したときです。

●まとめ

- ・上記記載の給付金・助成金は、収入額に算入され法人税・所得税の計算上課税されます。
- ・給付金・助成金は所得が赤字(売上激減の経営環境においては経費のほうが多いと考えられます)であれば課税されません。

●個人が受け取る給付金で非課税となる主なもの

- ・特別定額給付金(1人一律10万円支給)
- ・子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人あたり1万円支給)
- ・学生支援緊急給付金
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金
- ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金